

25. 宇陀市薬草料理メニュー開発支援事業補助金

1. 趣旨・目的

市の薬草産業の活性化を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

市内の飲食店等が新たな薬草料理メニューの開発に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象団体

次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ①飲食店営業許可を受けて市内で飲食店等の営業を行っている個人又は法人であること。
- ②市内で引き続き1年以上飲食店等を営み、この告示による補助金を受けて開発する薬草料理メニューの提供が見込まれること。
- ③宇陀市税条例（平成18年宇陀市条例第56号）第3条に規定する市税を滞納していないこと。
- ④自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

対象事業

「薬草料理メニュー」とは、主として市内で栽培又は自生している薬草を使った料理で、安全性が担保され、安心して食することができるもの。

- ①薬草料理メニューの作成
- ②薬草料理メニューのPR
- ③モニタリングの実施
- ④視察又は研修の実施
- ⑤その他市長が適当と認める経費



公募時期

R4年4月1日～ 予算額に達し次第終了
※ 但し、R5年3月末までに完了する事業であること。

補助額

定額（10/10） 上限20万円 （ただし、旅費については3万円）

問合せ先

農林商工部 商工産業課
電話：0745-82-5874（IP:0745-88-9075）